

# 1 議題(1)令和6年度在宅看護に係る事業計画案について

資料 3

## 令和6年度在宅看護に係る事業計画案について

## ア 訪問看護師養成講習会[委託:(公社)神奈川県看護協会]

訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得し、質の高い訪問看護を提供できる人材を育成する。(実習、集合研修、オンデマンド研修等の複合型研修180時間以上)

## イ 訪問看護導入研修[委託:(公社)神奈川県看護協会]

訪問看護に従事していない又は未就業の看護職員を対象に、訪問看護の基礎に関する講義と訪問看護ステーションの見学実習・相談会を実施し、訪問看護への動機づけとする。(講義、ステーション見学実習を含めた2日間を1回として、3回開催)

## ウ 訪問看護管理者研修[委託:(一社)神奈川県訪問看護ステーション協議会]

管理者としての日常の管理・ステーション運営業務を円滑に行うために必要な現行制度や経営・運営、人材育成等に関する研修を実施し、管理者を育成する。(制度活用2回、初任管理者及び管理者フォローアップ2回、管理者スキルアップ1回開催)

## エ 訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修

[委託:(公社)神奈川県看護協会]

訪問看護ステーションと医療機関等の看護職員が一堂に会する研修及び、相互の実習を行い、相互の看護の現状・課題、専門性を理解することにより、円滑な在宅医療への移行支援を行える人材を育成する。(講義、実習を含めた3日を1回として、2回開催)

## オ 新任訪問看護師育成事業[委託:(一社)神奈川県訪問看護ステーション協議会]

新任訪問看護師育成プログラムを活用し、訪問看護が未経験の看護師に対してどのステーションでも一定の教育ができるよう、プログラムの活用研修を実施する。(1回以上開催)

## 訪問看護ステーション等研修事業費補助(平成30年度～)

### カ 教育支援ステーション事業

県の二次医療圏を基本とする各地域において、訪問看護師個々の知識・技術の向上に資する研修や同行訪問を行う訪問看護ステーション・あるいは訪問看護関係団体を「教育支援ステーション」として位置付け、地域の実情や特徴に応じた、様々な研修を実施する。

### キ 特定行為研修受講促進事業

県内の医療機関及び訪問看護ステーションに勤務する看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費(入学金及び受講料)のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助する。

# 施設開設準備経費等支援事業費補助金（訪問看護ステーション）について

**【趣旨・目的】** サービス提供範囲拡大等のための訪問看護ステーション大規模化※やサテライト型事業所の設置に係る支援を行う。

**【事業概要】** ※大規模化とは…緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等。

補助対象	神奈川県内の訪問看護ステーション		
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・看護職員等の研修費やサテライト型事業所設置の準備に係る人件費</li><li>・大規模化やサテライト型事業所設置のために必要な設備、備品、消耗品等の購入費</li><li>・職員採用活動経費</li><li>・利用者の募集活動経費 等</li></ul>		
補助率	10/10	補助上限額	4,580千円
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定前に着手した大規模化やサテライト型事業所設置に向けた事業経費は、交付対象外となります。</li><li>・本補助の活用をお考えの場合は、令和7年度予算編成に係る整備予定数調査（別途、令和6年5月頃、介護情報サービスかながわでご案内します）に必ず回答してください。（政令・中核市に所在するステーションは、各市が実施する調査に回答してください。）</li><li>・県ではこの調査結果を基に、令和7年度予算の調整を行います。</li><li>・前記の調査結果や予算調整結果を踏まえ、予算の範囲内で令和7年度に補助を行います。</li></ul>		

県高齢福祉課事業

お問い合わせ：

（整備予定数調査に関すること）神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課福祉施設グループ（電話：045-210-1111（代表））内線：4853、4845

（補助内容・訪問看護事業に関すること）同 在宅サービスグループ（電話：045-210-1111（代表））内線：4824、4840

# ICT導入支援事業費補助金について

**【趣旨・目的】** 介護事業所（含：訪問看護ステーション）におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進める。

## 【事業概要】

補助対象	神奈川県内の介護サービス事業所（含：訪問看護ステーション）		県高齢福祉課事業
対象経費	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器（Wi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要な機器を含む）の購入・設置費等		
補助率	1事業所あたり対象経費の3/4又は1/2 ※詳細はHPをご参照ください。	補助上限額	補助上限額は職員数に応じて、次のとおり設定。 職員1人～10人：100万円 職員11人～20人：160万円 職員21人～30人：200万円 職員31人以上：260万円
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>申請期間外での申請は受け付けることができず、破棄させていただきますので、申請期間にご注意ください。</li><li>介護従事者負担軽減のためのICT導入計画を作成し、導入後の効果を県及び国に報告していただきます。</li><li>県の予算には限りがあるため、補助金を交付できない可能性があります。</li><li><b>交付決定前に購入または賃借したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。</b></li></ul>		

**事業の詳細、申請方法等については、次のURLからご確認ください。**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/ict.html>

お問合せ先：神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課福祉施設グループ（電話：045-210-1111（代表））内線：4853